

一般社団法人国際コーチング連盟日本支部

会員規約

第1章 総則

(本規約の範囲)

第1条 本規約は、一般社団法人国際コーチング連盟日本支部(以下ICFジャパンとする)の定款の定める正会員及び賛助会員となった個人、法人または団体に適用されます。

(正会員及び賛助会員)

第2条 ICFジャパンの指定する手続きに基づき、本規約を承認の上、ICFジャパンの会員制度への入会を申し込み、ICFジャパン理事会が承認した会員規約の条件を満たしている個人、法人または団体を以下に定義する正会員または賛助会員といたします。

(1) 正会員：国際コーチング連盟(以下ICF本部とする)の会員、且つ所属支部として日本支部を選択した個人

(2) 賛助会員：ICFジャパンの事業を賛助するため入会した個人、法人または、団体

2 賛助会員には次の3種があります。

(1)ワールド：ICF本部の会員、且つ日本支部以外を所属支部として選択した個人

(2)ファミリー：ICF本部認定のACTP、ACSTH、LI-3、いずれかのICF認定(以下スクール認定とする)を取得し、ICFジャパンの事業に賛同し、その活動を賛助するために入会した法人または個人。

(3)パートナー：ICFジャパンの事業に賛同し、その活動を賛助するために入会したワールドまたはファミリー以外の個人、法人または団体

第2章 会員

(申し込み)

第3条 正会員は、ICF本部入会時または、その後に所属支部として日本支部を選択した時に、ICFジャパンの正会員への入会申し込みをしたものとみなします。

2 賛助会員として入会を希望する者は、ICFジャパンのホームページに掲載される入会申込フォームに必要事項を記入の上、ICFジャパンに提出し、入会を申し込むも

のとします。

(入会申し込みの不承認)

第4条 以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

- (1) 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 入会申し込み後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
- (3) 過去にICFジャパンから会員資格を取り消されたことがある場合
- (4) その他、ICFジャパンが入会を不相当と判断した場合

(会費)

第5条 会員は、次の通りの会費を支払うものとします。

- 1) 正会員は、ICF本部に会費納めたことをもって、ICFジャパンの会費を支払ったものとします。
- 2) 賛助会員は、入会金はなしとし、年会費として次の通りの会費を支払うものとします。
 - (1) ワールド : 年額5,000円
 - (2) ファミリー : 年額50,000円
 - (3) パートナー : 年額50,000円
- 3) 賛助会員であるファミリー、パートナーは、前項のほか、会員が希望する場合には限り、ICFジャパンが運営する事業毎に賛助金を提供することができます。
- 4) 第2項に定める会費は、年会費制とし、原則として、ICFジャパン発行の請求メールによる前納一括払いとします。
- 5) 前項に定める会費納入の手続きが完了した日をもって、ICFジャパンへ入会した日とします。

(会費等の払い戻し)

第6条 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

(有効期間)

第7条 本規約に基づく会員資格の有効期間は、次の通りとします。

- 1) 正会員は、ICF本部の会員期間に準ずるものとします。
- 2) 賛助会員は、入会日から1年間とします。
- 3) 前項に定める期間満了日の1ヵ月前までに賛助会員またはICFジャパンから相手方に対し、特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するも

のとし、以後も同様とします。

(変更の届け出)

第8条 正会員は、その氏名、住所、連絡先等、ICF本部及びICFジャパンへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとし、

2 正会員が第1項の変更手続きをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、ICFジャパンはその責任を一切負わないものとし、

3 賛助会員は、その氏名、住所、連絡先等、ICFジャパンへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとし、

4 賛助会員が前項の変更手続きをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、ICFジャパンはその責任を一切負わないものとし、

(退会)

第9条 正会員は、ICFジャパンの退会を希望する場合、ICF本部に対し所定の手続きを行うことにより、退会することができます。

2 賛助会員は、ICFジャパンの退会を希望する場合、ICFジャパンに対し所定の手続きを行うことにより、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、賛助会員は、退会後もICFジャパンに対する未払い分の支払いを免れないものとし、

(会員資格の取り消し)

第10条 ICFジャパンは、正会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとし、

- (1) ICF本部を退会したとき
- (2) 前号以外の理由により、ICF本部の会員資格を喪失したとき
- (3) ICFジャパンの定款第8条に定める事由が発生したとき
- (4) 本規約に違反したとき

2 ICFジャパンは、賛助会員であるワールドが次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとし、

- (1) ICF本部を退会したとき
- (2) 前号以外の理由により、ICF本部の会員資格を喪失したとき
- (3) ICFジャパンの定款第8条に定める事由が発生したとき
- (4) 会費の支払いが支払期日より3ヶ月以上遅滞したとき
- (5) 本規約に違反したとき

3 ICFジャパンは、賛助会員であるファミリーが次の各号の1つに該当すると認められた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

- (1) ICF本部のスクール認定を喪失したとき
- (2) ICFジャパンの定款第8条に定める事由が発生したとき
- (3) 会費の支払いが支払期日より3ヶ月以上遅滞したとき
- (4) 本規約に違反したとき

4 ICFジャパンは、賛助会員であるパートナーが次の各号の1つに該当すると認められた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

- (1) ICFジャパンの定款第8条に定める事由が発生したとき
- (2) 会費の支払いが支払期日より3ヶ月以上遅滞したとき
- (3) 本規約に違反したとき

(会員の禁止事項)

第11条 ICFジャパンは会員が以下の行為をすることを禁止する

- (1) ICFジャパンの運営、活動を妨げ、信用を毀損する行為
- (2) 公序良俗に反する、もしくはそのおそれのある行為
- (3) ICFジャパンまたは他の会員及び第三者の財産またはプライバシーを侵害する、もしくはそのおそれのある行為

2 ICFジャパンは、会員が以下の情報流布に関する投稿をすることを禁止する。

- (1) ICFジャパンまたは会員に関わりのない情報
- (2) 他人を誹謗中傷し、人権を侵害する情報、もしくは公序良俗に反する情報
- (3) 虚偽の情報
- (4) 広告、宣伝等の営利を目的とした情報
- (5) 他人の著作権を侵害する情報
- (6) 他人に不利益を与える情報
- (7) 選挙運動や政治活動、宗教活動を目的とした情報
- (8) 個人のプライバシーに関わる情報
- (9) 法定等に違反する行為、または違反するおそれがある行為に関する情報
- (10) その他ICFジャパンの理事会にて不適切と判断した情報

(反社会的勢力の排除)

第12条 ICFジャパンの会員は、入会にあたり、次の各号に定める事項に現在該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを誓約しなければなりません。

- (1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下

「暴排法」という)第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同上第6号に規定する暴力団員)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等(同上第1号に規定する行為)を行い、自らの経済的目的を達成することを常習とする集団または個人(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと

- (2) 自己の代表者、役員または主要な職員が反社会的勢力に該当しないこと
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 - (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の提供等をしていないこと
 - (7) 自己の代表者、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していないこと
 - (8) 自己の代表者、役員、主要な職員または経営に実質的に関与している者が、贈賄・独占禁止・談合・不正行為・契約違反・その他の違反により、逮捕、書類送検または起訴されたことがないこと
- 2 会員は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはなりません。
- (1) 暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 偽計または威力を用いて業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第3章 サービス

(会員の権利その他の特典)

第13条 正会員は、次の通りの権利及び特典を有します。

- (1) ICFジャパンの運営委員、理事への立候補権(別途定める選挙規約による)
- (2) ICFジャパンの理事選挙での投票権(別途定める選挙規約による)
- (3) ICFジャパンが主催する正会員及びワールド限定の企画に参加すること

- (4) ICFジャパンが主催するイベントに会員割引価格で参加すること
 - (5) ICFジャパンが規定する各種条件を満たす場合、ICFジャパンが主催するイベントにおけるサポートやコースリードなどに参画申請すること
- 2 ワールドは、次の通りの権利及び特典を有します。
- (1) ICFジャパンが主催する正会員及びワールド限定の企画に参加すること
 - (2) ICFジャパンが主催するイベントに会員割引価格で参加すること
 - (3) ICFジャパンが規定する各種条件を満たす場合、ICFジャパンが主催するイベントにおけるサポートやコースリードなどに参画申請すること
- 3 ファミリーは、次の通りの権利及び特典を有します。
- (1) ICFジャパンのWebサイト上でファミリー企業名称及び企業Webサイトのリンク先を掲載すること
 - (2) ICFジャパンのWebサイト上で認定教育機関として紹介を掲載すること
 - (3) 会員の自社サイトまたは名刺等でICFジャパンの会員名を標記すること
 - (4) 各スクール主催するCCE発行イベントをICFジャパンのWebサイト上に掲載、またはメールマガジン等にて発信すること
 - (5) ICFジャパンが開催するアドバイザリーボード（不定期開催）に参加すること（なお、参加できない場合には事前に代理人を指定する必要があります）
 - (6) ICFジャパンが開催するファミリー限定コミュニティに参加すること
 - (7) ICFジャパンが主催するコンバージなどのイベントにスポンサーとして参加すること
- 4 パートナーは、次の通りの権利及び特典を有します。
- (1) ICFジャパンのWebサイト上でパートナー企業名称及び企業Webサイトのリンク先を掲載すること
 - (2) 会員の自社サイトまたは名刺等でICFジャパンの会員名を標記すること
 - (3) 各パートナーが主催するCCE単位発行イベントをICFジャパンのWebサイト上に掲載、またはメールマガジン等にて発信すること
 - (4) ICFジャパンが主催するコンバージなどのイベントにスポンサーとして参加すること

第4章 著作物

(著作権)

第14条 サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

第5章 本会員規約の追加・変更

(規約の追加・変更)

第15条 本規約に定めのない事項で必要とされるものについては、理事会の決議により定めるものとします。

2 ICFジャパンは、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することができます。

3 ICFジャパンにより変更された本規約は、ICFジャパンのWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

第6章 免責および損害賠償

(免責および損害賠償)

第16条 会員は、ICFジャパンの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損賠を被った場合であっても、ICFジャパンは一切責任を負わないものとします。万が一、ICFジャパンが会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、ICFジャパンは、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。

付則

本会員規約は、平成27年10月1日より実施します。

一般社団法人国際コーチング連盟日本支部

- ・平成25年9月1日実施
- ・平成25年9月20日ホームページに掲載
- ・平成25年11月19日規約改正

- ・平成25年11月20日ホームページに掲載
- ・平成27年9月3日規約改正
- ・平成27年9月29日ホームページに掲載
- ・平成30年9月26日規約改正
- ・令和4年11月21日規約改正
- ・令和4年12月1日ホームページに掲載
- ・令和4年12月9日規約改正
- ・令和4年12月12日ホームページに掲載
- ・令和5年1月9日規約改正
- ・令和5年1月10日ホームページに掲載